

学びの森プロムナードイルミネーション等企画運営業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務名

学びの森プロムナードイルミネーション等企画運営業務委託

2. 目的

学びの森プロムナードのイルミネーションは、平成16年12月より始まり、令和8年度で23回目を迎える。各務原市の冬の風物詩として定着してきており、近年は官民連携によるまちの動きによって、学びの森周辺エリアの来訪者数が増加し、市の観光振興やシティプロモーションに寄与する一方、市が所有する LED ライトの老朽化や事業のマンネリ化などの課題がある。

そのため、より民間の創意工夫が反映できる取り組みにリニューアルすることで、学びの森周辺エリアへの関心を高め、より多くの方に足を運んでいただくきっかけとしたい。

3. 業務概要

(1) 業務名

学びの森プロムナードイルミネーション等企画運営業務委託

(2) 業務内容

「学びの森プロムナードイルミネーション等企画運営業務委託 仕様書」のとおりとする。

(3) 履行期間

契約締結日から令和13年3月20日まで

(4) 提案上限額

総額 30,000,000 円（消費税及び地方消費税込み）

ただし、各年度において次の金額を超えないものとする。

年度	上限額
令和8年度	6,000,000 円
令和9年度	6,000,000 円
令和10年度	6,000,000 円
令和11年度	6,000,000 円
令和12年度	6,000,000 円
合計	30,000,000 円

4. 参加資格の要件

(1)各務原市競争入札参加資格を有していること。

(2)各務原市競争入札参加資格停止措置要綱(平成14年9月30日決裁)による指名停止を受

けていないこと。

(3)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定に該当しないこと。

(4)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(5)本市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成22年7月23日決裁)に基づく排除措置の対象となっていない者であること。また、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

(6)業務に関し法令上の許可、認可、免許等を必要とする場合においては、これを受けている者であること。

5. 選定機関

本事業の提案採用者の選定は、プロポーザル実施要綱第7条の規定により設置する評価委員会において実施する。

6. 公募スケジュール

公募スケジュールは下記のとおりとする。

項目	日程	備考
実施要領等の公開	令和8年5月7日(木)	市ウェブサイトに掲載
質問書提出期限	令和8年5月22日(金)	
質問に対する回答	令和8年5月27日(水)	市ウェブサイトに掲載
参加表明書の提出期限	令和8年6月5日(金)	持参又は郵送
企画提案書の提出期限	令和8年6月12日(金)	持参又は郵送
プレゼンテーション審査の実施	令和8年6月23日(火)	
結果通知	令和8年7月上旬	電子メール
契約締結	令和8年7月下旬	

※日程については、本市の都合により変更となる場合がある。

7. 質問の受付及び回答

(1)受付期間

令和8年5月22日(金)17時まで(必着)

(2)提出書類

・本プロポーザルに関して質問がある場合は、様式1「質問書」に必要事項を記入の上、「15.事務局」の電子メールアドレス宛に送付すること。なお、電話及び口頭による質問は受け付けない。

(3)質問に対する回答

・質問に対する回答は、一括して質問回答書としてまとめ、令和8年5月27日(水)までに各務

原市公式ウェブサイトにおいて公表する。

8. 参加表明

(1) 提出期限

令和8年6月5日(金)17時まで(必着)

(2) 提出書類

書類	様式	提出部数
参加表明書	様式 2	原本 1 部 写し 10 部
会社概要書	様式 3	
業務実績調書	様式 4	

(3) 提出方法

各務原市都市建設部河川公園課(本庁舎5階)への持参又は郵送

9. 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年6月12日(金)17時(必着)

(2) 提出書類

提出書類名	様式	備考	提出部数
企画提案書	任意様式	下記事項を明記すること。 ・業務の実施方針及び実施体制 ・実施方法(年間の工程計画、電飾イメージ) ・集客方法(企画内容、広報計画) など	原本 1 部 写し 10 部
提案価格書	任意様式	・代表者印等押印の上、あて先は各務原市長とすること。 ・業務の合計額(消費税及び地方消費税込み)とその内訳書を添付すること。 ・複数枚にわたる場合は、簡易製本(袋とじ)し、割印を押して提出すること。	原本 1 部 写し 10 部

10. プレゼンテーション及びヒアリング審査

(1) 実施日

令和8年6月23日(火) ※時間は各提案者に別途通知する。

(2) 実施場所

各務原市産業文化センター6F 第1会議室

(3) 実施方法

・プレゼンテーションは20分以内とし、ヒアリングは10分程度とする。

- ・出席者は3名以内とし、説明は本業務に従事を予定している者が行うこと。
- ・プレゼンテーションは、提出した企画提案書等の内容を逸脱しないものとし、追加資料の配布等は認めない。
- ・プレゼンテーションは、スクリーン、プロジェクター、接続用ケーブル(HDMI端子)は、市で用意するが、パソコン等その他必要機器は提案者の持ち込みとする。機器等の接続に関しては、事前に事務局に機種等確認すること。

11.評価方法及び選定方法

(1)評価基準

評価項目		評価内容	配点
業務実績	業務実績	まちの賑わい創出に寄与した業務実績を有しているか。 ※過去5年間の実績をリストアップするとともに、その1つについて、どのように実施したかを説明してください。	10
企画提案書	実施方針	業務の実施について適切な実施方針を設定し、学びの森への誘客が見込める的確な提案がされているか。	10
	実施体制	業務を実施するにあたり必要な実施体制が整っているか。	10
	実施方法	業務を実施するにあたり適切な工程で計画が組み立てられており、内容が魅力的な提案であるか。 ※年間の工程計画と時期ごとの電飾のイメージを提示してください。 ※樹木への影響を配慮した計画としてください。	15
	集客方法	集客を行うための手段(企画内容、広報計画等)が適切であり、魅力的であるか。	15
	創意工夫	市が求める水準を超えた創意工夫の提案があるか。	10
	保守管理	複数年にわたる保守管理の方法が適切であるか。	10
ヒアリング	本業務への取組意欲、理解度	ヒアリングの対応が的確か。	10
事業コスト	提案見積書	事業コストを縮減する工夫がされているか。	10
合計			100

(2)選定方法

評価委員会において、「評価基準」に基づいて採点を行い、の項目ごとに点数を付し、評価点が最も高い者を提案採用者として選定する。ただし、総合の評価点が満点の6割に満たない場合は、選定の対象外とする。

(3)審査結果の通知

選定結果については、電子メールにて各提案者に通知する。

12.契約事項

(1)契約については、提案採用者として決定した後、提案書に基づき仕様の内容を協議した上で、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に定める随意契約において契約を締結する。ただし、委託料については、「3.業務概要(4)提案上限額」を超えることはできない。

(2)「13.資格喪失」に該当する場合で提案採用者との契約締結が不可能となった場合は、次点の提案者との協議を行うことがある。

(3)契約の履行に関しては、各務原市契約約款及び仕様書等に基づき、日本国の法令を遵守しなければならない。

13.資格喪失

(1)企画提案書、その他提出された書類に虚偽の記載があったとき。

(2)本要領で定める資格要件を満たさなくなったとき。

(3)「12.契約事項(1)」で行う協議が整わなかったとき。

14.その他

(1)本プロポーザル参加・提案に要する全ての費用は提案事業者の負担とする。

(2)提案採用者にならなかった者の提出書類一式は原則として返却する。

(3)提出期限の経過後は、参加表明書、企画提案書等の提出、再提出及び差し替えを認めない。

(4)提案事業者は複数の提案を行うことはできない。

(5)審査結果に関する異議は一切受け付けない。

(6)提出された書類は、各務原市情報公開条例(平成11年条例第2号)に基づく情報公開請求があったときは、原則として公開する。ただし、同条例第6条第1項各号に規定する非公開事由に該当する部分があると市が認めたときは、該当部分を非公開とすることがある。

(7)その他、本実施要領に記載のない事項についてはプロポーザル実施要綱の規定によるものとする。

15.事務局(担当連絡先)

〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町1-69

各務原市役所 都市建設部 河川公園課(担当:廣瀬)

TEL:058-383-1533

E-mail:tken@city.kakamigahara.gifu.jp

※電子メールを送付する際は、送信した旨の電話連絡を行うこと。